

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

隠岐広域連合長（以下「連合長」という。）は、低所得者の介護保険サービスの利用促進を図るため、対象サービスに係る利用者負担の軽減制度を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要綱において「社会福祉法人等」とは、当該社会福祉法人を所管する連合長に対して利用者負担の軽減制度を行う旨の申出をした社会福祉法人及び連合長が利用者負担の軽減制度を行う必要があると判断した社会福祉事業を経営する他の事業主体をいう。
- 2 この要綱において「軽減制度」とは、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、連合長から交付された「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（以下「確認証」という。）を提示した者に対し、確認証の内容に基づき利用者負担額の軽減を行うことをいう。
- 3 この要綱において「対象サービス」とは、以下のものをいう。
 - (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）第7条第6号に規定する「訪問介護」
 - (2) 法第7条第11項に規定する「通所介護」
 - (3) 法第7条第13項に規定する「短期入所生活介護」
 - (4) 法第7条第21項に規定する「介護福祉施設サービス」
- 4 軽減の対象となる費用とは、上記における介護サービス費に係る利用者負担額並びに食費及び居住費（滞在費）に係る利用者負担額とする。
- 5 この要綱において「旧措置入所者」とは、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。

第3 実施方法

- 1 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満す者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として隠岐広域連合が認めた者とする。
 - ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
 - ③ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
 - ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

- 2 隠岐広域連合は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。
- なお、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。
- 3 軽減の程度は、利用者負担の1/4（高齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、隠岐広域連合が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

第4 補助の対象及び補助率

- (1) 補助の対象
別表による。
- (2) 補助率
別表による。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各2部
- ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 所要見込額調書総括表（様式第2号）
 - ウ 所要見込額調書個表（様式第3号、第4号）
 - エ 利用者負担収入見込額調書（様式第5号）
 - オ 資金状況調べ（様式第6号）
 - カ 収支予算書抄本
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、広域連合長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、広域連合長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、その旨を法人所轄庁及び島根県知事に申し出た上で広域連合長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに広域連合長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第7 変更の承認申請

提出書類 各 2部

- ア 変更承認申請（様式第7号）
- イ 変更所要見込額調書総括表（様式第2号）
- ウ 変更所要見込額調書個表（様式第3号、第4号）
- エ 変更収支予算（見込）書抄本

第8 実績報告

(1) 提出書類 各 2部

- ア 実績報告書（様式第8号）
- イ 事業実績書総括表（様式第9号）
- ウ 所要額調書個表（様式第3号、第4号）
- エ 利用者負担収入額調書（様式第13号）
- オ 軽減状況調書（様式第10号、第11号）
- カ 収支決算（見込）書抄本

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続き

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第12号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日まで

第10 概算払いの請求手続き

提出書類 1部

- ア 概算払請求書（様式第12号）
- イ 資金状況調べ（様式第6号）

第11 実施細則

この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

ただし、平成13年4月1日制定の社会福祉法人等による利用者負担減免措置事業費補助金交付要綱は、平成17年9月30日で廃止する。

別 表

補助の対象及び補助率

対象サービス区分	利用者負担額	対象経費	補助率
(1) 訪問介護	1割負担額とする。	左記利用者負担額の軽減制度に要する経費のうち、当該社会福祉法人等が全ての利用者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者を除く。）から受領すべき利用者負担収入（対象サービス区分に係るものに限る。以下「本来受領すべき利用者負担収入」という。）の一定割合（1%）を控除した額。	2分の1
(2) 通所介護	1割負担額と食費の合算額とする。		
(3) 短期入所生活介護	1割負担額、食費及び滞在費との合算額とする。		
(4) 介護福祉施設サービス	1割負担額、食費及び居住費との合算額とする。		2分の1 ただし、左記対象経費から本来受領すべき利用者負担収入に10%を乗じた額を控除して得た額がある場合は、その額について10分の10とする。